

令和4年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果の概要 (いじめ関連部分抜粋版)

I 調査の趣旨

児童生徒の問題行動等について、全国の状況を調査・分析することにより、教育現場における生徒指導上の取組のより一層の充実に資するものとするとともに、その実態把握を行うことにより、児童生徒の問題行動等の未然防止、早期発見・早期対応に、また、不登校児童生徒への適切な支援につなげていくもの。

さらに、本調査結果を踏まえ、教育委員会をはじめとする学校の設置者、私立学校主管部局等における問題行動等への取組や、不登校への支援等の一層の充実に資するもの。

II 調査対象期間 令和4年度間

III 調査項目(調査対象)

- | | |
|--------------------|------------------------------------|
| 1 暴力行為 | 国公立小・中・高等学校 |
| 2 いじめ | 国公立小・中・高・特別支援学校、都道府県教育委員会、市町村教育委員会 |
| 3 出席停止 | 市町村教育委員会 |
| 4 小・中学校の長期欠席(不登校等) | 国公立小・中学校、都道府県教育委員会、市町村教育委員会 |
| 5 高等学校の長期欠席(不登校等) | 国公立高等学校 |
| 6 高等学校中途退学等 | 国公立高等学校 |
| 7 自殺 | 国公立小・中・高等学校 |
| 8 教育相談 | 都道府県・市町村教育委員会 |



【調査結果のポイント】

1 いじめ

- 小・中・高等学校及び特別支援学校におけるいじめの認知件数は681,948件(前年度615,351件)であり、前年度に比べ66,597件(10.8%)増加。児童生徒1,000人当たりの認知件数は53.3件(前年度47.7件)。
- 新型コロナウイルス感染症の流行が始まった令和2年度は全国一斉休校など教育活動が制限されたことにより全校種で大幅な減少となったが、令和3年度は新型コロナウイルス感染症流行前の令和元年度並みとなり、令和4年度では再び増加傾向となり過去最多となった。
- 令和4年度は新型コロナウイルス感染症の影響が続き、感染を予防しながらの生活となったが、部活動や学校行事などの様々な活動が再開されたことにより接触機会が増加するとともに、いじめ防止対策推進法におけるいじめの定義やいじめの積極的な認知に対する理解が広がったことや、アンケートや教育相談の充実などによる生徒に対する見取りの精緻化、SNS等のネット上のいじめについての積極的な認知などで、いじめの認知件数が増加したと考えられる。
- 年度末時点でのいじめの解消状況については、525,773件(77.1%)(前年度493,154件(80.1%))となっており、早期発見・早期対応ができた件数は多くなったが、比率は低下した。これは、安易にいじめを解消したとせず、丁寧な対応を行っている一方、SNS等のネット上のいじめなど、見えづらい事案が増加したことなどが考えられる。
- いじめの重大事態の件数は923件(前年度706件)であり、前年度に比べ217件(30.7%)増加し過去最多となった。増加の要因として、いじめ防止対策推進法の理解が進んだことによる積極的な認定や保護者の意向を尊重した対応がなされている一方、学校としてのいじめの認知や組織的な対応に課題があったことが考えられる。なお、いじめの重大事態のうち、357件(前年度310件)(38.7%(前年度43.9%))は、重大事態として把握する以前にはいじめとして認知していなかった。前年度と比較して、認知していなかった比率は低下したが、未だ学校としていじめの認知に課題がある。
- いじめの積極的認知により、早期に対応することで、重大事態に至る前に未然防止することが重要であるが、いじめ防止対策推進法に基づき、取り上げるべきものは適切に取り上げなければならない。

2 暴力行為

- 小・中・高等学校における暴力行為の発生件数は95,426件(前年度76,441件)であり、前年度から18,985件(24.8%)増加。児童生徒1,000人当たりの発生件数は7.5件(前年度6.0件)。
- 令和2年度は全国一斉休校など教育活動が制限されたことにより全校種で暴力行為の減少がみられたが、令和3年度は新型コロナウイルス感染症流行前の令和元年度並みとなり、令和4年度では再び増加傾向となり過去最多となった。
- 部活動や学校行事などの様々な活動が再開されたことにより接触機会が増加し、いじめの認知に伴うものや生徒に対する見取りの精緻化によって把握が増えたことなどが、暴力行為の発生件数の増加の一因となったと考えられる。

【調査結果のポイント】

3 長期欠席

- 新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえ、令和2年度と同様に、「児童・生徒指導要録」の「欠席日数」欄及び「出席停止・忌引き等の日数」欄の合計の日数により、年度間に30日以上登校しなかった児童生徒について調査。また「新型コロナウイルスの感染回避」を理由とする長期欠席を引き続き調査した。
- 小・中学校における長期欠席者数は460,648人(前年度413,750人)、高等学校における長期欠席者数は122,771人(前年度118,232人)となった。
- 「病気」により30日以上登校しなかった児童生徒数は、小学校31,955人(前年度22,307人)、中学校43,642人(前年度34,652人)、高等学校30,976人(前年度22,864人)と大幅に増加した。増加の背景としては、新型コロナウイルス感染症対策として、発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合などには登校しないことの周知・呼び掛けが徹底されたことが考えられる。
- 「新型コロナウイルスの感染回避」により30日以上登校しなかった児童生徒数は、小学校16,155人(前年度42,963人)、中学校7,505人(前年度16,353人)、高等学校9,256人(前年度12,388人)となり大幅に減少した。減少の背景としては、ワクチン接種の普及を含め、新型コロナウイルス感染症への慣れや学校における感染症対策の成果などが考えられる。
- 「その他」により30日以上登校しなかった児童生徒数は、小学校43,438人(前年度34,100人)、中学校18,869人(前年度18,416人)、高等学校21,621人(前年度31,610人)であり、小学校・中学校は増加、高等学校は減少した。増加の背景としては、新型コロナウイルス感染症の罹患等による出席停止の増加など、その他様々な要因による複合的な計上が考えられる。

(長期欠席のうち小中学校における不登校)

- 小・中学校における不登校児童生徒数は299,048人(前年度244,940人)であり、前年度から54,108人(22.1%)増加し、過去最多となった。在籍児童生徒に占める不登校児童生徒の割合は3.2%(前年度2.6%)。
- 過去5年間の傾向として、小学校・中学校ともに不登校児童生徒数及びその割合は増加している(小学校H30:0.7%→R04:1.7%、中学校 H30:3.7%→R04:6.0%)。

- 不登校児童生徒数は10年連続で増加した。うち、出席日数が0日の者は3.2%(前年度3.5%)、出席日数が1～10日の者は7.5%(前年度7.8%)だった。また、55.4%の不登校児童生徒が90日以上欠席している(前年度55.0%)。児童生徒の休養の必要性を明示した「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」の趣旨の浸透の側面等による保護者の学校に対する意識の変化も考えられるが、長期化するコロナ禍による生活環境の変化により生活リズムが乱れやすい状況が続いたことや、学校生活において様々な制限がある中で交友関係を築くことが難しかったことなど、登校する意欲が湧きにくい状況にあったこと等も背景として考えられる。
- 不登校児童生徒の61.8%(前年度63.7%)に当たる184,831人(前年度156,009人)の児童生徒が、学校内外の機関等で相談・指導等を受けている。うち、学校外の機関等で相談・指導等を受け、指導要録上出席扱いとした児童生徒数は、32,623人(前年度27,997人)である。また、不登校児童生徒のうち、自宅におけるICT等を活用した学習活動を指導要録上出席扱いとした児童生徒数は10,409人(前年度11,541人)である。

(長期欠席のうち高等学校における不登校)

- 高等学校における不登校児童生徒数は60,575人(前年度50,985人)であり、前年度から9,590人(18.8%)増加した。在籍児童生徒に占める不登校児童生徒の割合は2.0%(前年度1.7%)。

4 中途退学

- 高等学校における中途退学者数は43,401人(前年度38,928人)であり、中途退学率は1.4%(前年度1.2%)。
- 中途退学の主な理由として、進路変更によるものが最も多く、19,055人(前年度17,219人)となっており、割合は43.9%(前年度44.2%)となっている。
- 中途退学者数は、平成25年度以降減少傾向にあるが、令和3年度に続き令和4年度も増加となった。

5 自殺

- 小・中・高等学校から報告のあった自殺した児童生徒数は411人(前年度368人)。
- 調査開始以来過去最多であった令和2年度より令和3年度には減少したものの、令和4年度は増加となった。
- 令和4年度調査より、「自殺した児童生徒が置かれていた状況」について、新たに「教職員による体罰、不適切指導」の項目を追加した(2人が計上)。
- 児童生徒の自殺が後を絶たないことは、極めて憂慮すべき状況である。

※各項目の増減の要因については、都道府県教育委員会からのアンケート調査や聞き取りを踏まえたもの

【文部科学省の対策】

調査結果からは、令和3年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症によって学校や家庭における生活や環境が大きく変化し、子供たちの行動等にも大きな影響を与えていることがうかがえる。人と人の距離が広がる中、不安や悩みを相談できない子供たちがいる可能性があること、子供たちの不安や悩みが従来とは異なる形で現れたり、一人で抱え込んだりする可能性があることも考慮する必要があり、引き続き周囲の大人が子供たちのSOSの早期発見に努め、組織的対応を行い、外部の関係機関等に繋げて対処していくことが重要である。

このため、共通する施策として、個々の児童生徒の状況に応じた必要な支援や、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、関係機関との連携、アウトリーチ機能の強化による教育相談体制の充実を推進する。また、1人1台端末を活用した心や体調の変化の早期発見を推進する。ほか、未然防止と早期発見・早期対応の取組や家庭・地域社会等の理解を得て地域ぐるみで取組を推進する。

これらを踏まえ、令和6年度概算要求を計上し、下記の取組を実施する。

①いじめについては、いじめ防止対策推進法等に基づき、積極的認知や組織的対応の徹底、いじめ重大事態調査の適切な実施を推進する。また、こども家庭庁とも連携しつつ、関係省庁を構成員とする「いじめ防止対策に関する関係省庁連絡会議」、有識者による「いじめ防止対策協議会」等を通じて、取組の検証・いじめ防止対策の強化を図る。

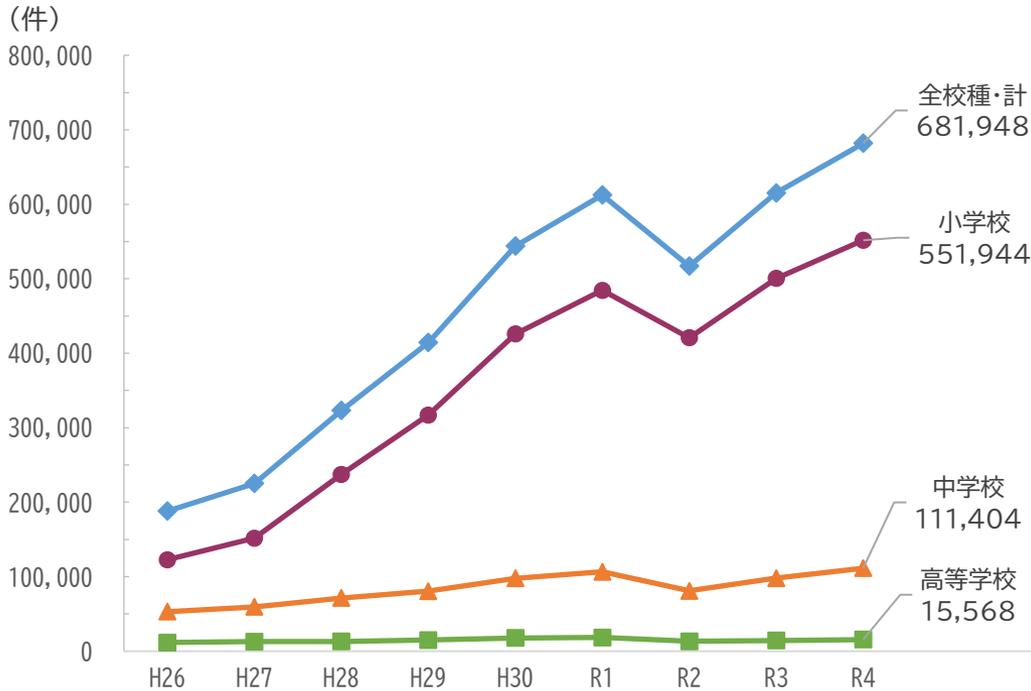
なお、こども家庭庁においては、令和6年度概算要求において、地域におけるいじめ防止対策の体制構築を推進するため、「首長部局からのアプローチによるいじめ解消の仕組みづくりに向けた手法の開発・実証」や、いじめの重大事態について自治体や学校の設置者からの要請に応じて、第三者性の確保の観点から委員の人選に関する助言等を行う「いじめ調査アドバイザー」の活用等のために必要な経費を計上しており、こども家庭庁をはじめとする関係省庁とも連携し、社会総がかりでのいじめ防止対策を進めていく。

②不登校については、本年3月に発表した「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策(COCOLOプラン)」を踏まえた令和6年度概算要求を行い、不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思った時に学べる環境を整えること、心の小さなSOSを見逃さず、「チーム学校」で支援すること、学校の風土の「見える化」を通して、学校を「みんなが安心して学べる」場所にするを着実に推進する。また、不登校の要因に関する実態調査を行い、令和5年度の本調査における不登校の要因において、「無気力・不安」を主たる要因とした児童生徒に関し、学校が把握する状況を計上する調査項目を新たに設けるなど、調査内容の見直しを図る。

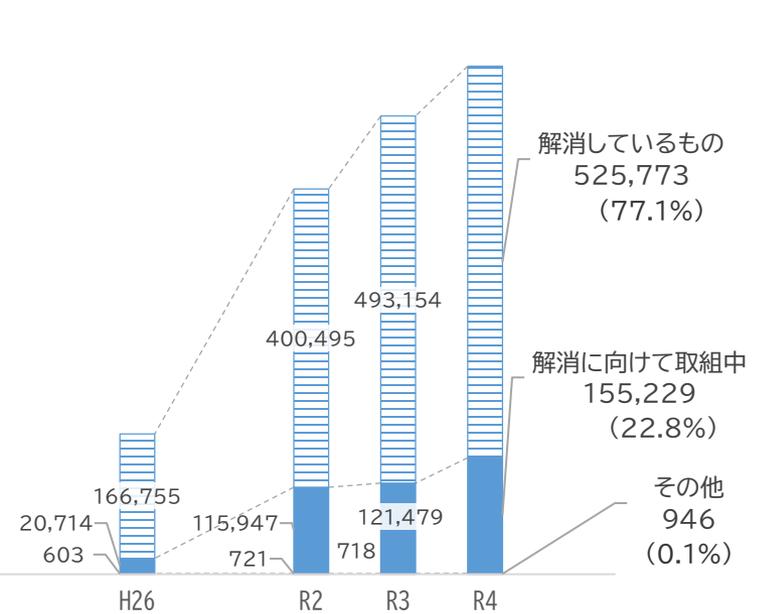
③自殺対策については、本年6月に政府において取りまとめた「こどもの自殺対策緊急対策強化プラン」に基づき、1人1台端末等を活用した「心の健康観察」による自殺リスク等の早期把握やSOSの出し方に関する教育を含む自殺予防教育の充実等を図る。

いじめの状況について

いじめの認知件数の推移



いじめの解消状況の推移(各年度末時点)



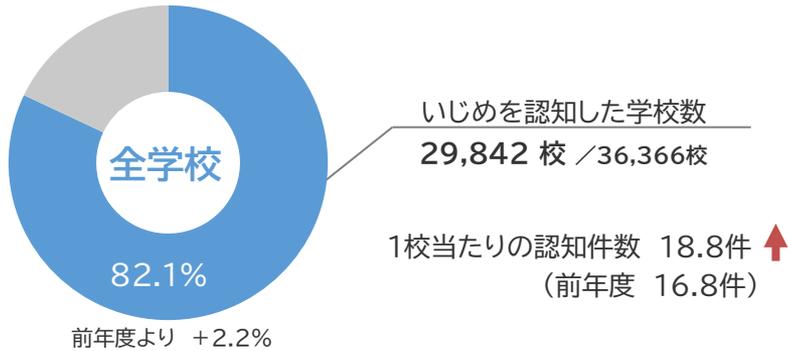
年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
小学校	122,734 18.6	151,692 23.2	237,256 36.5	317,121 49.1	425,844 66.0	484,545 75.8	420,897 66.5	500,562 79.9	551,944 89.1
中学校	52,971 15.0	59,502 17.1	71,309 20.8	80,424 24.0	97,704 29.8	106,524 32.8	80,877 24.9	97,937 30.0	111,404 34.3
高等学校	11,404 3.2	12,664 3.6	12,874 3.7	14,789 4.3	17,709 5.2	18,352 5.4	13,126 4.0	14,157 4.4	15,568 4.9
特別支援学校	963 7.3	1,274 9.4	1,704 12.4	2,044 14.5	2,676 19.0	3,075 21.7	2,263 15.9	2,695 18.4	3,032 20.7
計	188,072 13.7	225,132 16.5	323,143 23.8	414,378 30.9	543,933 40.9	612,496 46.5	517,163 39.7	615,351 47.7	681,948 53.3

- 小・中・高等学校及び特別支援学校におけるいじめの認知件数は**681,948件**(前年度615,351件)であり、前年度に比べ66,597件(10.8%)増加している。
- 児童生徒1,000人当たりの認知件数は**53.3件**(前年度47.7件)である。
- 年度末時点でのいじめの状況について、**解消しているものは525,773件(77.1%)**であった。

※ 上段は認知件数、下段は1,000人当たりの認知件数

いじめの状況について

いじめを認知した学校数の割合

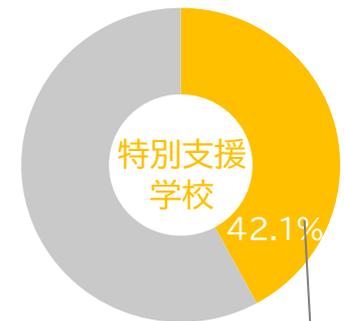
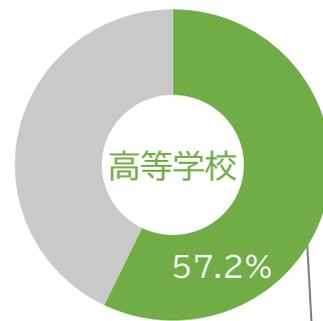
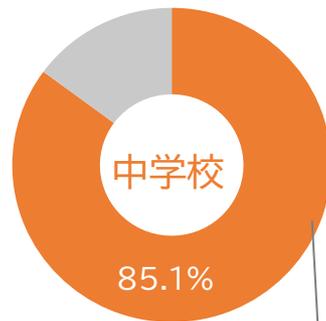
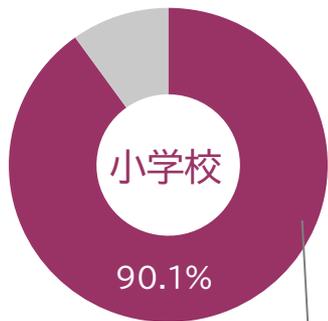


「平成26年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査結果について」(平成27年12月22日付け児童生徒課長通知)にて、下記のとおり通知しており、各学校においていじめの認知への取組が行われた。

【通知より抜粋】

いじめを認知していない学校…(略)…にあつては真にいじめを根絶できている場合も存在するであろうが、解消に向けた対策が何らとられることなく放置されたいじめが多数潜在する場合もあると懸念している。特に、…いじめの認知件数が零であった学校においては、当該事実を児童生徒や保護者向けに公表し、検証を仰ぐことで、認知漏れがないかを確認すること。

学校種別の状況



1校当たりの認知件数 28.5 件
(前年度 25.7 件)

1校当たりの認知件数 10.9 件
(前年度 9.5 件)

1校当たりの認知件数 2.8 件
(前年度 2.5 件)

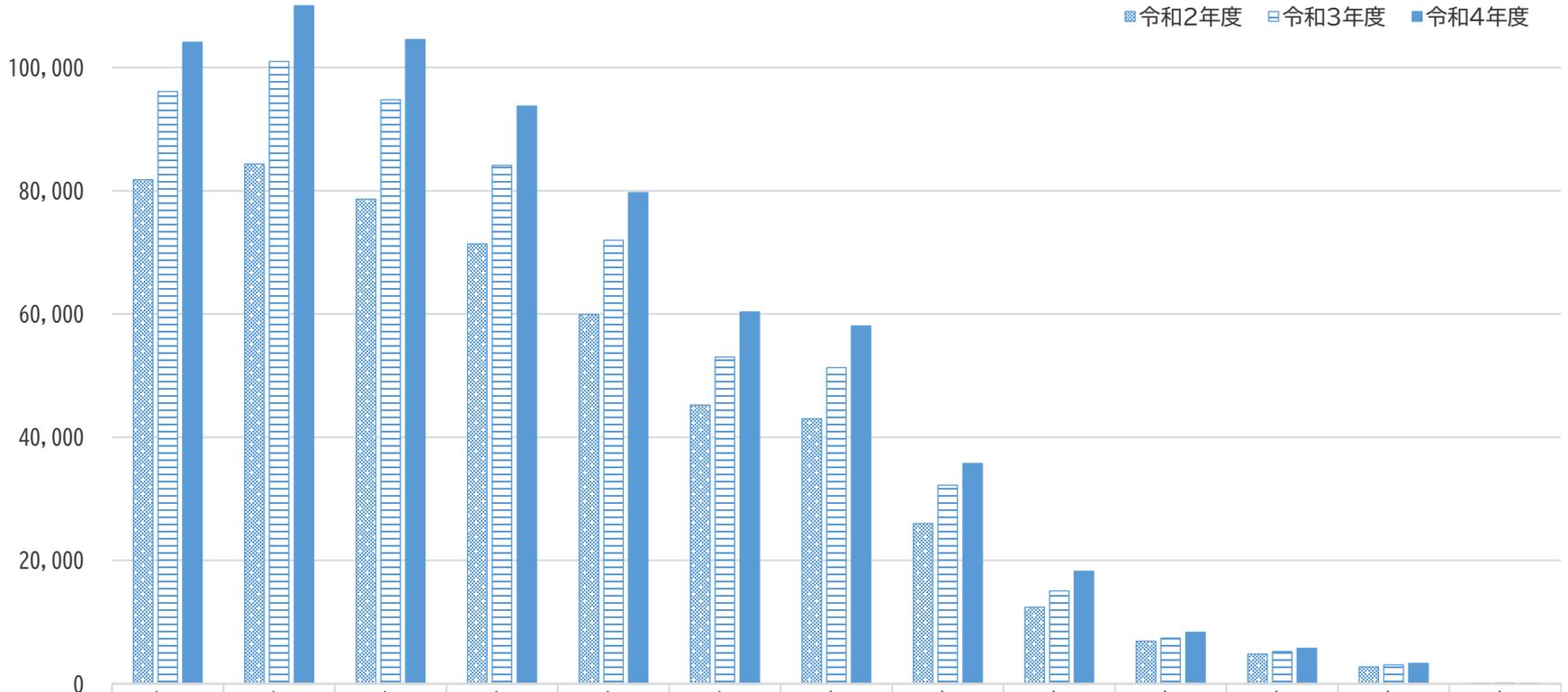
1校当たりの認知件数 2.6 件
(前年度 2.3 件)

いじめの状況について

● 学年別いじめの認知件数は、ほぼ全学年で前年度と比較して増加している。

■ 学年別 いじめの認知件数

(件)



※ 各学年の認知件数には、特別支援学校小学部・中学部・高等部の認知件数を含む。

いじめの解消状況について

いじめの解消状況

※ 年度末現在の状況。

いじめの防止等のための基本的な方針

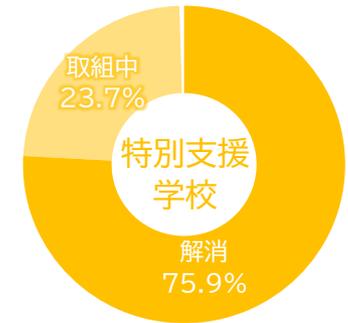
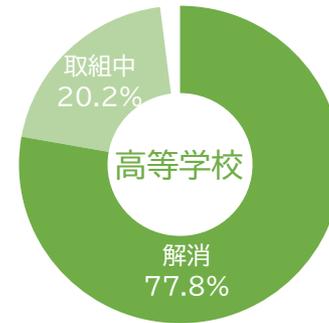
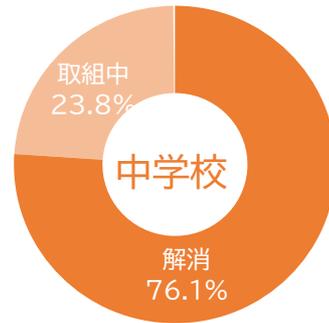
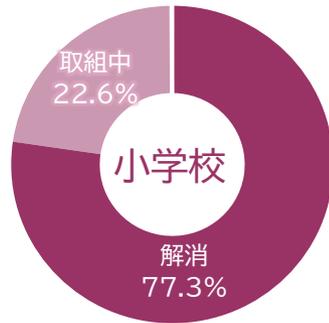
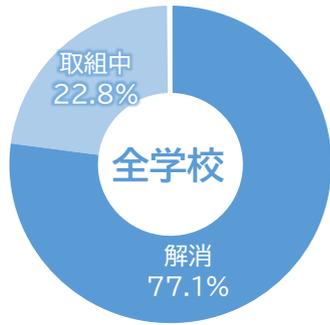
「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされる場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

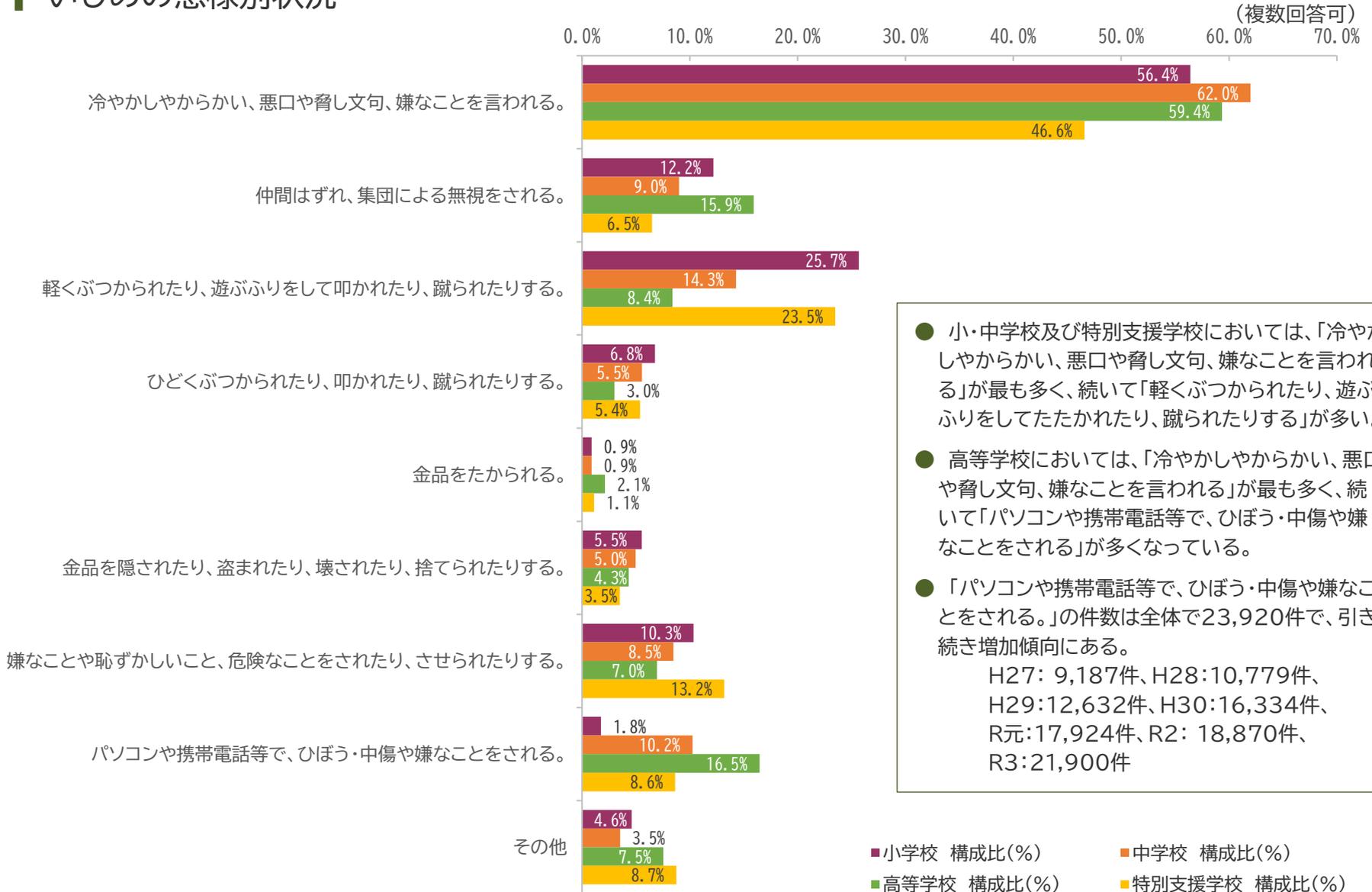
いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。



	全校		小学校		中学校		高等学校		特別支援学校	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
解消しているもの (日常的に観察継続中)	525,773件	77.1%	426,635件	77.3%	84,725件	76.1%	12,113件	77.8%	2,300件	75.9%
解消に向けて取組中	155,229件	22.8%	124,878件	22.6%	26,487件	23.8%	3,146件	20.2%	718件	23.7%
認知から3か月以上経過	48,948件	7.2%	37,113件	6.7%	9,824件	8.8%	1,687件	10.8%	324件	10.7%
認知から3か月経過していない	106,281件	15.6%	87,765件	15.9%	16,663件	15.0%	1,459件	9.4%	394件	13.0%
その他	946件	0.1%	431件	0.1%	192件	0.2%	309件	2.0%	14件	0.5%
計	681,948件		551,944件		111,404件		15,568件		3,032件	

いじめの態様別状況について

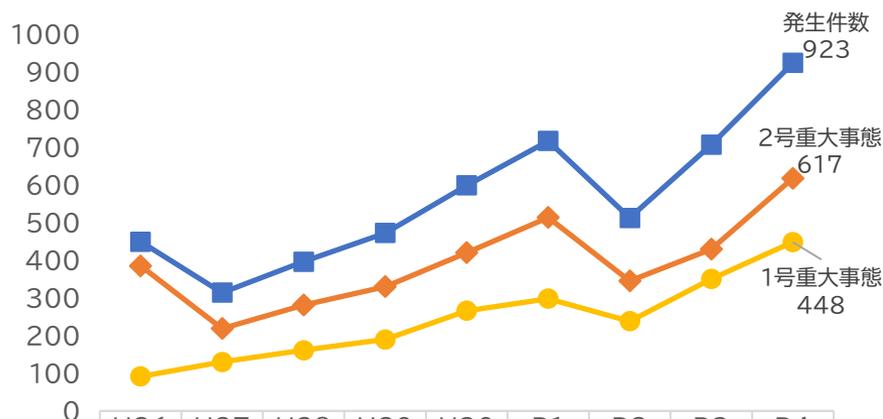
いじめの態様別状況



いじめの重大事態について

- 重大事態の発生件数は、923件(前年度706件)。
うち、法第28条第1項第1号に規定するものは448件(前年度350件)、同項第2号に規定するものは617件(前年度429件)である。
- 文部科学省では、いじめ防止対策推進法第28条第1項のいじめの重大事態への対応について、学校の設置者及び学校における法、基本方針等に則った適切な調査の実施に資するため、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を平成29年3月に策定している。

いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」の発生件数



	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	合計	
重大事態発生校数(校)	363	337	141	3	844	
重大事態発生件数(件)	390	374	156	3	923	
うち、第1号		162	187	96	3	448
	生命	25	36	15	0	76
	身体	33	38	14	1	86
	精神	84	104	57	2	247
	金品等	20	9	10	0	39
うち、第2号	279	247	91	0	617	

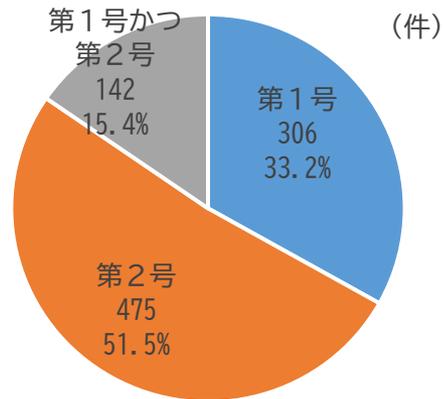
※ いじめ防止対策推進法第28条第1項において、学校の設置者又は学校は、重大事態に対処するために調査を行うものとする規定されており、当該調査を行った件数を把握したもの。

※ 1件の重大事態が第1号及び第2号の両方に該当する場合は、それぞれの項目に計上されている。

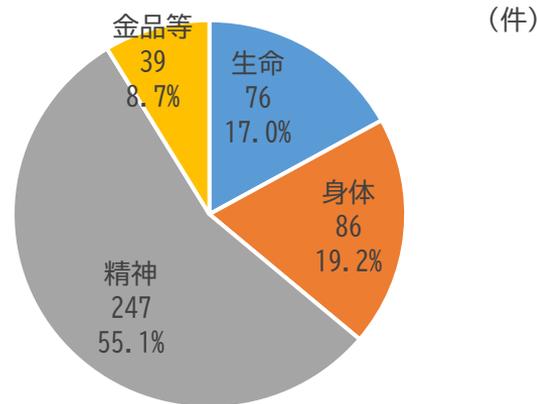
※ 同法第28条第1項に規定する「重大事態」とは、
第1号「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」
第2号「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」
である。

いじめの重大事態について

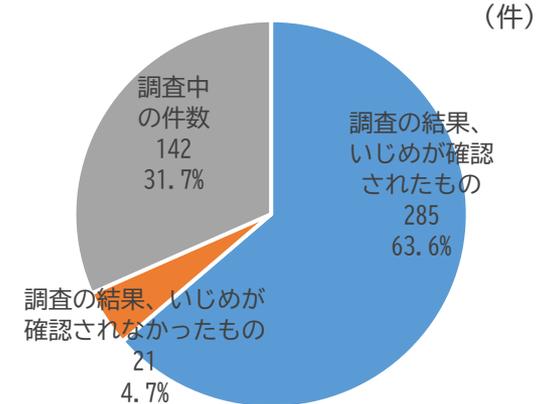
「重大事態」の発生件数



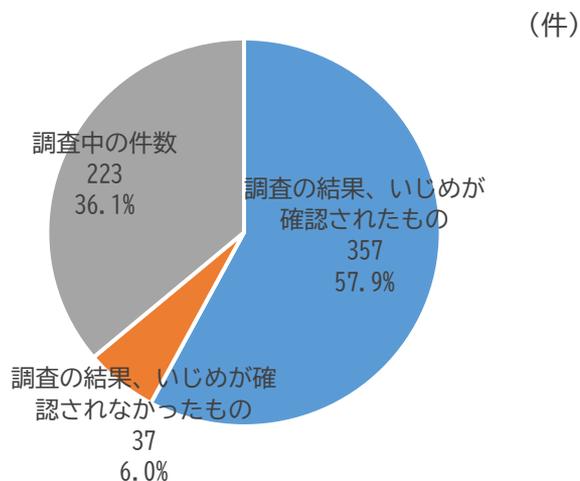
第1号事案における重大な被害の態様



第1号事案における調査状況



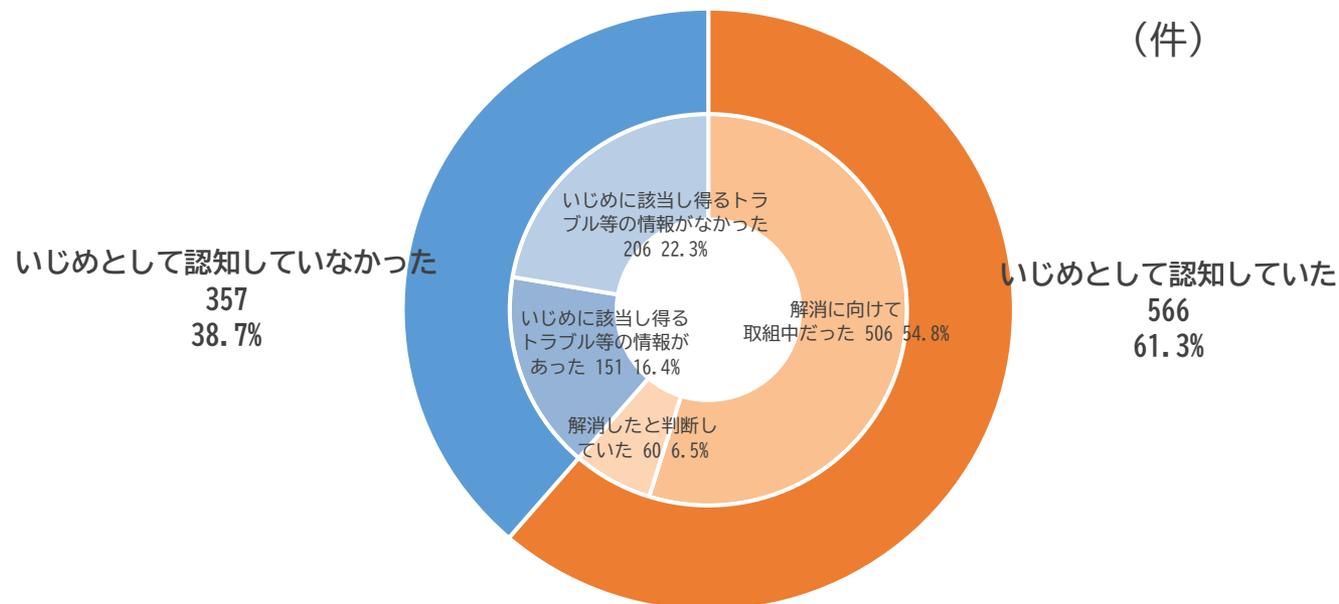
2号事案における調査状況



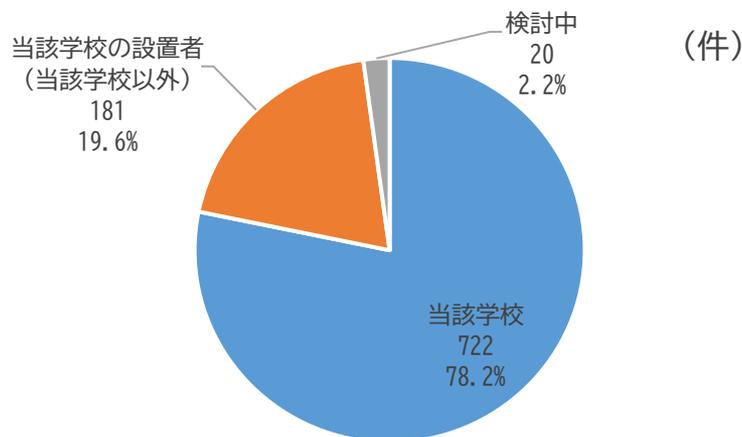
- ①重大事態における1号事案の件数は48.5%。
(1件の重大事態が第1号・第2号の両方に該当する場合には、それぞれの項目に計上。)
- ②重大事態における被害の態様としては、精神的苦痛によるものが最も多く、全体の55.1%を占めており、次いで身体、生命、金品等の順となっている。
- ③第1号事案の重大事態調査により、「いじめが確認されたもの」の割合は、63.6%、第2号事案においては、57.9%であった。「いじめが確認されなかったもの」の割合は第1号事案においては4.7%、第2号事案においては6.0%であった。
調査中の割合は、それぞれ、31.7%、36.1%であった。

いじめの重大事態について

「重大事態」について、重大な被害を把握する以前のいじめの対応状況



「重大事態」の調査主体別件数



①「重大事態」のうち、61.3%は既にいじめとして認知をしていた。

②重大事態調査の調査主体のうち、78.2%は当該学校が占めている。

学校において認知したいじめの件数

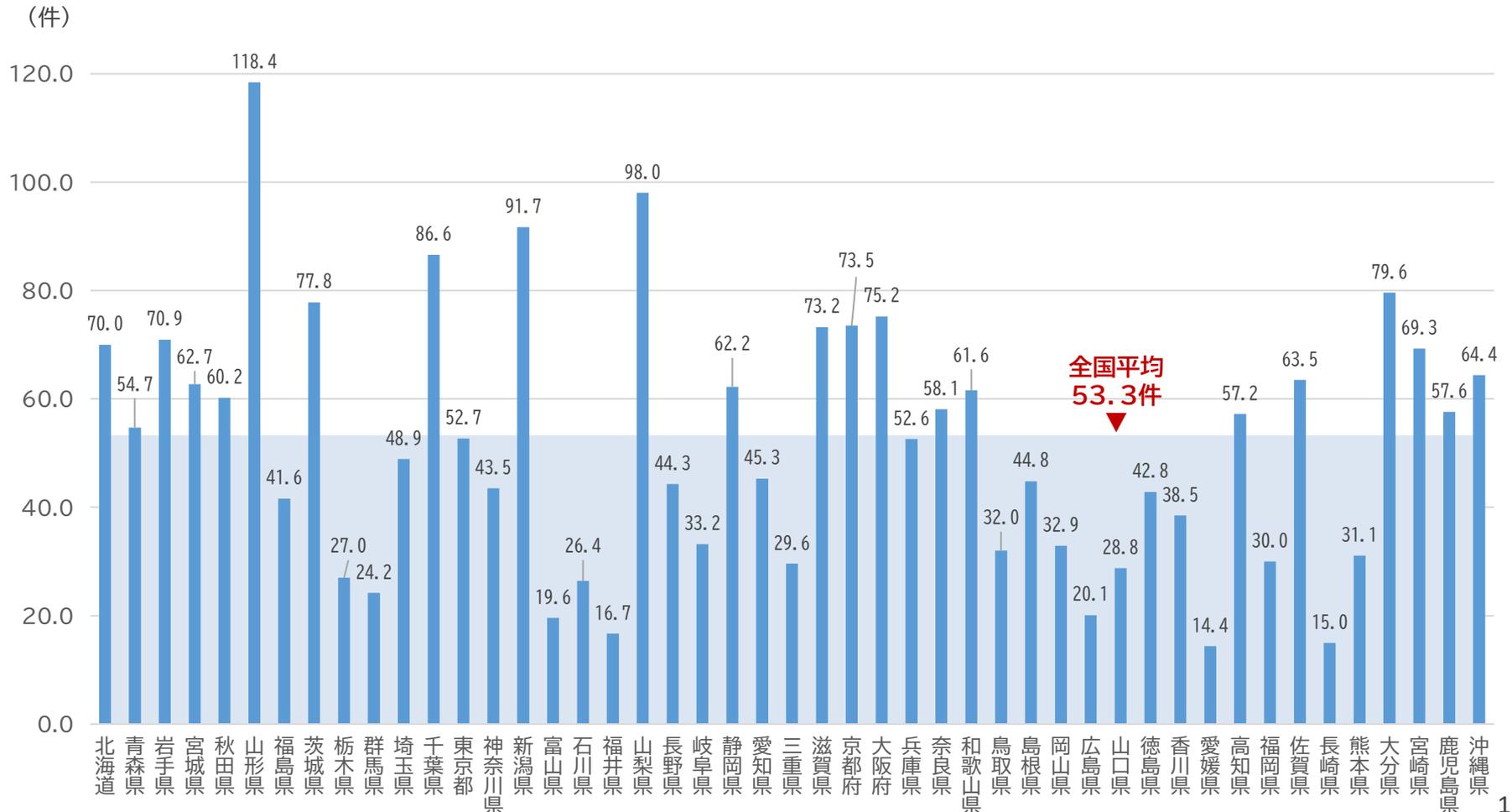
いじめの1,000人当たり認知件数

文部科学省としては、いじめの認知件数が多い学校について、
「いじめを初期段階のものも含めて積極的に認知し、その解消に向けた取組のスタートラインに立っている」と極めて肯定的に評価する。

【児童生徒課長通知】

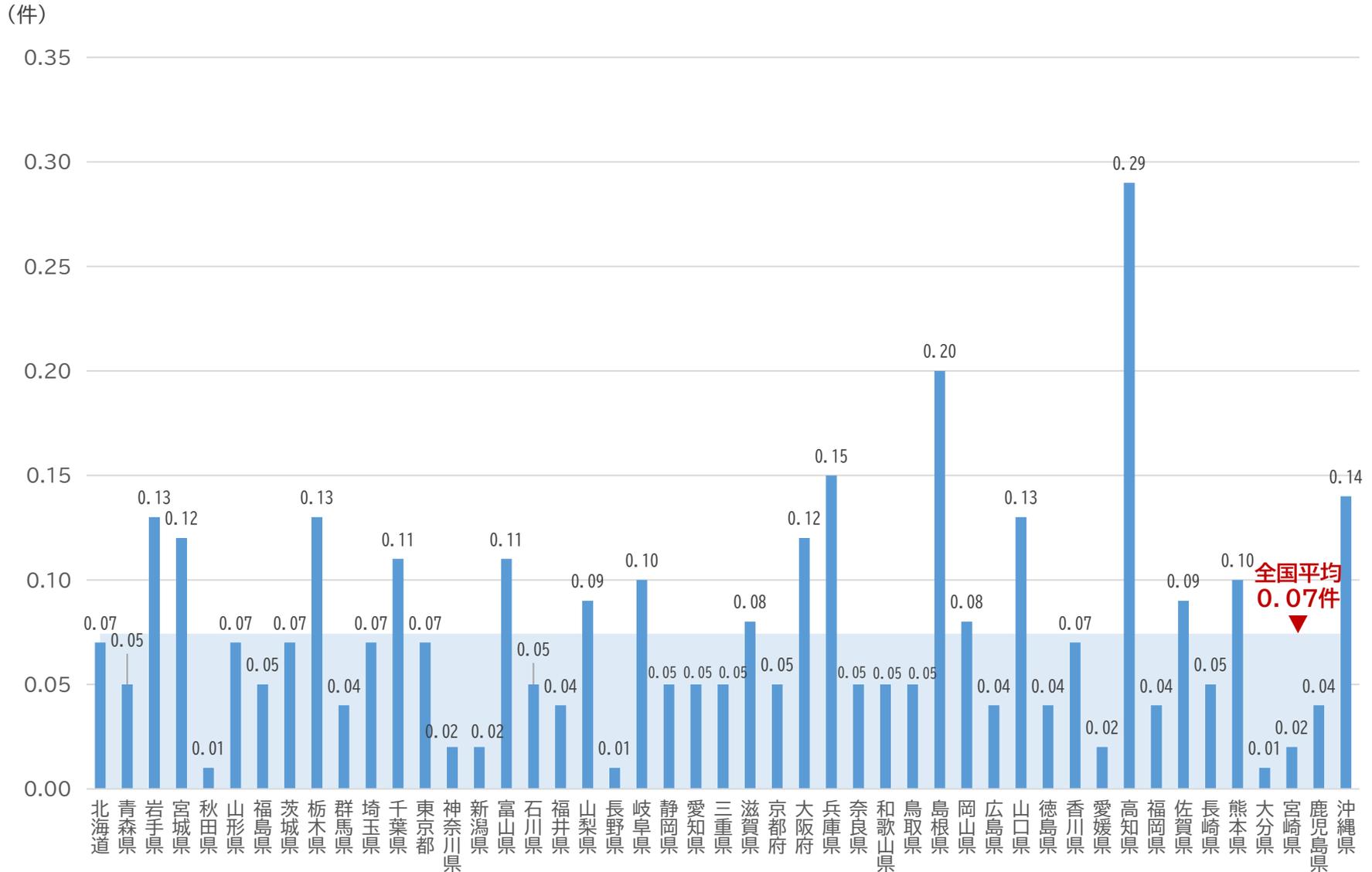
いじめを認知していない学校にあっては、・・・解消に向けた対策が
 何らとられることなく**放置されたいじめが多数潜在する場合もあると懸念している。**

【児童生徒課長通知】



いじめの重大事態について

いじめ重大事態の1,000人当たり発生件数



調査結果を踏まえた文部科学省及びこども家庭庁の主な取組

令和6年度概算要求で対応する取組

○課題の早期発見や支援のための教育相談支援体制の充実(90億円(前年度予算額82億円))※()内は令和5年度予算配置数

	● スクールカウンセラーの配置充実 全公立小中学校 27,500校(27,500校)	● スクールソーシャルワーカーの配置充実 全中学校区への配置 10,000中学校区(10,000中学校区)
重点配置	7,800校(7,200校)	10,000校(9,000校)
・ いじめ・不登校対策	3,500校(2,900校)	4,000校(3,000校)
・ 貧困対策	2,300校(2,300校)	3,500校(3,500校)
・ 虐待対策	2,000校(2,000校)	2,500校(2,500校)
より課題を抱える学校の配置時間の充実	2,000校	2,000校
教育支援センターへの配置	250箇所(250箇所)	250箇所(250箇所)
オンラインを活用した広域的な支援	67箇所(67箇所)	67箇所(67箇所)
学びの多様化学校への配置	24箇所	24箇所
スーパーバイザーの配置	90人(90人)	90人(90人)

- 24時間子供SOSダイヤル: 子供のSOSを受け止めるための通話料無料の電話相談の実施
- SNS等を活用した相談事業: SNS等を活用した相談体制構築のための支援

○1人1台端末等を活用した「心の健康観察」の全国の学校での導入促進(6.4億円(新規))

- 1人1台端末等を活用して、児童生徒の心や体調の変化を把握し、メンタルヘルスの悪化や児童生徒が発するSOSの早期発見につなげる「心の健康観察」の導入を推進 1,840箇所

今年度中に速やかに着手する取組

- 「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策推進本部」を中心に、COCOLOプランを踏まえ、特に学びにつながない児童生徒をゼロにするための学びの場の整備等に関する対策の加速化を検討
- 学びの多様化学校や校内教育支援センターの設置促進等に向けて、「学びの多様化学校マイスター」任命による情報発信や、学びの多様化学校のノウハウを自治体に共有する機会を年内にも設けるとともに、不登校対策に関する行政説明等を通じた普及啓発を推進
- 重大事態の未然防止に向けて各自治体等の取組改善を支援する個別サポートチームの派遣及び今年度から開始した重大事態の国への報告、重大事態報告書の分析を通じたガイドライン改定等による全国的な未然防止策や重大事態への対処の改善・強化
- こども家庭庁等の関係省庁と連携しつつ、いじめ防止対策協議会等の有識者の意見を踏まえながら、「いじめ防止対策に関する関係省庁連絡会議」において今後対応が必要とされている項目への検討を進めるとともに、いじめの認知や組織的対応を促すための普及活動を推進
- こどもの自殺対策に関する関係省庁連絡会議の緊急取りまとめを踏まえ、「SOSの出し方に関する教育」の実施促進等を進めるとともに、年内にも協力者会議を立ち上げ、児童生徒の自殺予防に向けた方策の検討を加速

調査結果を踏まえた文部科学省及びこども家庭庁の主な取組

不登校対策COCOLOプラン関係

(122.2億円(86億円)※内数を除く)

- ①不登校の児童生徒全ての学びの場等を確保し、学びたいと思った時に学べる環境を整えます。
 - 学びの多様化学校(いわゆる不登校特例校)の設置促進 3億円(1億円)
 - 校内教育支援センター(スペシャルサポートルーム)の設置促進 5億円(新規)
 - 教育支援センターのオンライン体制・アウトリーチ機能の強化 8億円(新規)
 - 多様な学びの場、居場所の確保等
 - ・こどもの居場所づくりの支援体制強化(こども家庭庁:3.7億円+事項要求(新規))含む
- ②心の小さなSOSを見逃さず、「チーム学校」で支援します。
 - 1人1台端末を活用した心や体調の変化の早期発見(再掲)
 - 「チーム学校」による早期支援を推進
 - ・こどもデータ連携実証事業(こども家庭庁:3.5億円(新規))含む
 - 一人で悩みを抱えこまないよう保護者を支援
 - ・SC・SSWの配置(再掲)等
- ③学校の風土の「見える化」を通して、学校を「みんなが安心して学べる」場所にします。
 - 学校で過ごす時間の中で最も長い「授業」を改善(子供たちの特性に合った柔軟な学びを実現)等
 - 快適で温かみのある学校としての環境整備

児童生徒の自殺対策

(109.3億円(84.3億円)の内数)

- ①自殺予防に資する教育や普及啓発
 - 自殺予防教育のモデル構築・啓発資料作成 13億円の内数(新規)
 - 「児童生徒の自殺予防に関する普及啓発協議会」の開催(R6:10箇所予定)
- ②自殺リスクの早期発見・早期対応
 - SC・SSWの配置充実(再掲)
 - 1人1台端末等を活用した「心の健康観察」の全国の学校での導入促進(再掲)
- ③事後対応
 - 「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」等に基づく対応の徹底
 - 詳細調査報告書等の収集、こどもの自殺の要因について政府全体での多角的な分析への活用

※こども家庭庁の取組(こども家庭庁:6.3億円(1.8億円)の内数)

- こどもの自殺の要因分析
- こどもデータ連携実証事業(再掲)

いじめ防止に向けた総合的な対策

(147.6億円(125.8億円)の内数)

- ①未然防止・早期発見
 - 1人1台端末等を活用した「心の健康観察」の全国の学校での導入促進(再掲)
 - 「特別の教科 道徳」の着実な実施などによる道徳教育の充実(43億円(42億円))
- ②早期対応・組織的対応
 - SC・SSWの配置充実(再掲)
 - 学校外からのいじめ解消アプローチの開発・実証(こども家庭庁:2億円(2億円))
- ③いじめ重大事態への対応
 - いじめ重大事態調査の運用改善に向けた調査研究(13億円の内数(新規))
 - いじめ調査アドバイザーによる第三者性の確保(こども家庭庁:4.9百万円(3.5百万円))

※「ほか、いじめ問題に関する行政説明(R6:70箇所予定)や「いじめ問題子供サミット」を実施

参考資料(いじめ関連部分抜粋)

I 調査目的

児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題の調査結果について、都道府県教育委員会の所見を収集し、調査・分析することにより、調査結果の推移等に関する適切な要因把握を行い、不登校児童生徒への適切な支援につなげていくもの。

II 調査対象期間 令和4年度間

III 調査項目(調査対象)(都道府県教育委員会)

- 1 いじめ
- 2 小・中学校の長期欠席(不登校等)
- 3 自殺

※ 回答は複数回答可の上で小・中・高(いじめのみ特別支援学校含む)を合算。

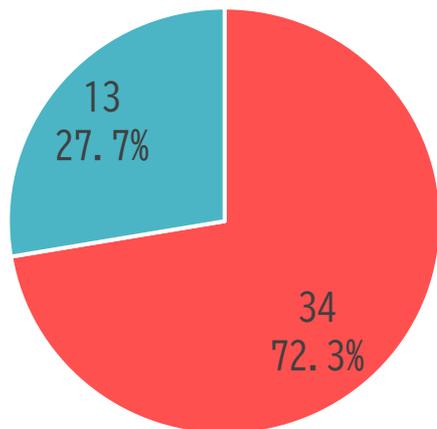
※ 上位3つの回答を合算。

※ 都道府県からの回答は6月末時点のもの。

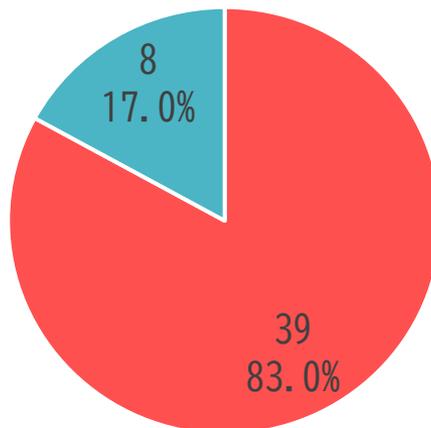
いじめの認知件数について

- 前年度と比較して増加した自治体
- 前年度と比較して減少した自治体
- 前年度と比較して変わらなかった自治体

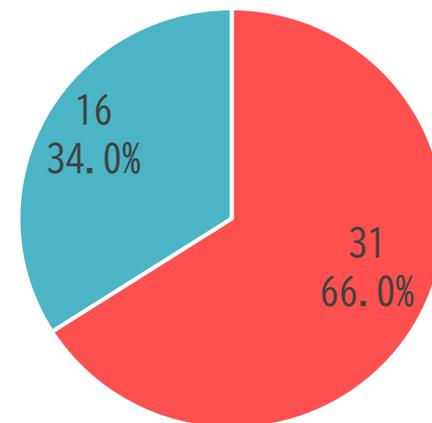
(小学校)



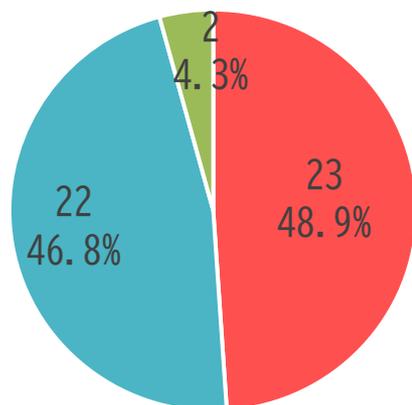
(中学校)



(高等学校)

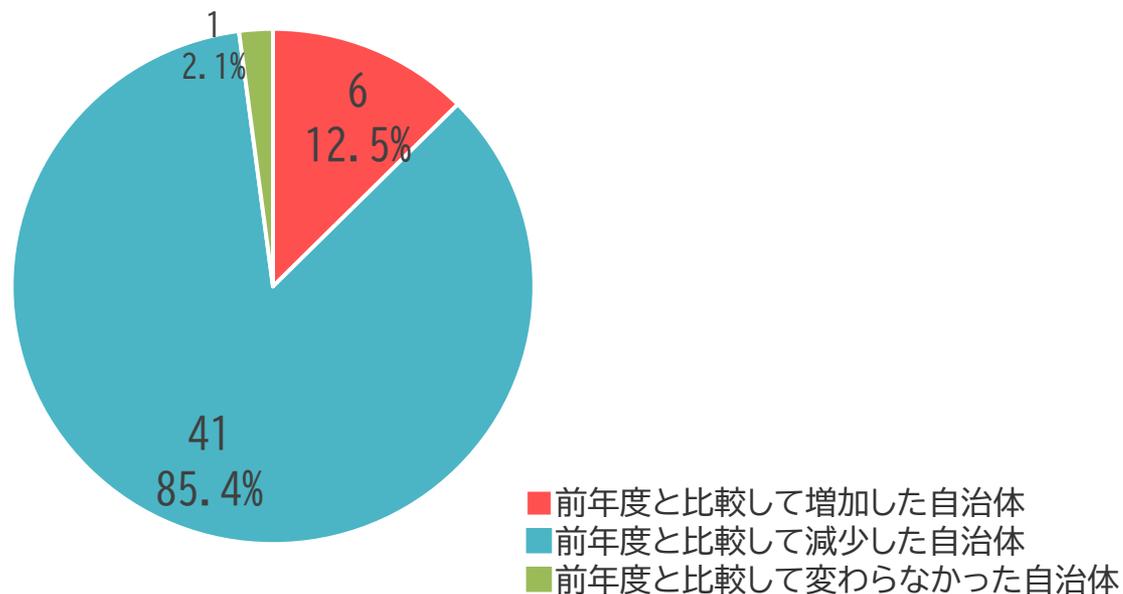


(特別支援学校)



- いじめの認知件数が増加した要因として考えられるもの
(小学校、中学校、高等学校、特別支援学校に関する都道府県の回答を合算)
 - ・法の理解が進んだことなどによるいじめの積極的認知(118回答)
 - ・アンケートや面談の充実など、生徒に対する見取りの精緻化(113回答)
 - ・SNS等ネット上のいじめについての積極的な認知(49回答)

■ いじめの現在の状況で解消しているものについて

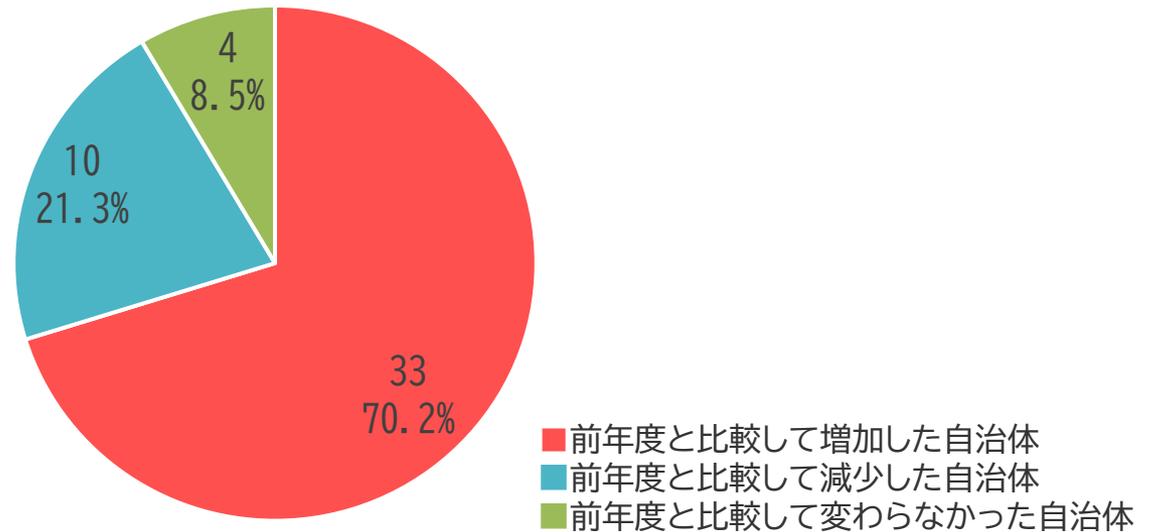


■ 解消率が減少した要因として考えられるもの

(小学校、中学校、高等学校、特別支援学校に関する都道府県の回答を合算)

- ・安易に解消とせず丁寧な対応を行っているため(138回答)
- ・解消の定義の「3か月」を経過しない事案の増加(転校、卒業を含む。)(65回答)
- ・SNS上のトラブルなど、見えづらい事案の増加(49回答)

■ いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」について



■ 「重大事態」について、前年度から増加した要因として考えられるもの
(小学校、中学校、高等学校、特別支援学校に関する都道府県の回答を合算)

- ・法の理解が進んだことなどによる積極的な認定(52回答)
- ・学校としてのいじめの認知に課題(早期発見・早期対応に課題があった。)(45回答)
- ・保護者の意向を尊重(44回答)